

● お役立ちQRコード ●



厚生労働省



東京消防庁
(安全・安心情報)



中央労働災害防止協会



一般社団法人
日本リネンサプライ協会



一般社団法人

日本リネンサプライ協会

<http://www.jlsa.or.jp/>

発行 2021.8

労働安全衛生手帳

(新型コロナ追補)



表紙:安全衛生旗

1928年に安全旗が、1953年に労働衛生旗が制定された。

その後、安全と労働衛生は密接な関係にあるとの考えから、中央労働災害防止協会によって安全衛生を1本に象徴した「安全衛生旗」の図案を公募した結果、1965年に表紙に掲載されている図案が採用された。

管 マークについて

文中の 管 マークは管理者の方のための項目です。
安全操業のために、特に留意していただきたい項目です。

基本方針

この手帳は作業に従事する皆さんが作業を安全におこなうための重要な心得をまとめたものです。

現場で働く皆様の安全と健康を守るためのものです。

この手帳を常に身に着け実践することにより災害の発生を未然に防止するよう、お願いします。

安全衛生管理の重点方針

- (1) 常に作業環境の整理整頓を実施し、作業の安全化を図る。
- (2) 作業に適した正しい服装及び、安全保護具の着用を徹底する。
- (3) 作業に当たっては、安全管理を基本とした作業工程をおこなう。
- (4) 服務規律を確立し、節度ある作業態度を守る。
- (5) 正しい安全な作業方法を確実に実行する。
- (6) 高所作業での墜落災害を防止する。
- (7) 火気の取り扱いに注意し、火災の防止に万全を図る。
- (8) 作業現場では安全通路を確保する。
- (9) 危険有害物の取り扱いを正しく、かつ、慎重におこなう。
- (10) 安全点検制度を確立する。
- (11) 機械器具、工具類の正しい使用法と安全作業を周知徹底させると共に、その管理の充実を図る。
- (12) 作業環境の整備をおこなうことにより、作業員の健康を確保し衛生管理の充実を図る。
- (13) 救急処置の方法・心得を周知させ、緊急時に備える。
- (14) 交通安全を徹底する。

もくじ

基本方針	10 章・配送担当者の安全…………… 31
安全衛生管理の重点方針	10-1 配送担当者の安全①
	10-2 配送担当者の安全②
1 章・はじめに …………… 1	11 章・洗濯・乾燥エリアの安全 …… 33
1. なぜ安全が重要か？	11-1 洗濯・乾燥エリアの安全①
2 章・ルールを守る …………… 2	11-2 洗濯・乾燥エリアの安全②
2-1 職場のルールを守る (1)	11-3 洗剤等の取り扱いについて
2-2 職場のルールを守る (2)	11-4 保護具の着用
・より良い職場づくりのために	12 章・仕上げエリアの安全 …… 37
2-3 安全のための正しい服装の例	12-1 仕上げエリアの安全①
2-4 職場の服装ルール	12-2 仕上げエリアの安全②
2-5 保護具	13 章・よくある事故と防止策 …… 39
2-6 高所作業の注意点	13-1 よくある事故と防止策①
3 章・健康管理 …………… 9	13-2 よくある事故と防止策②
3-1 まず健康管理・衛生管理	13-3 よくある事故と防止策③
3-2 健康づくり10か条	13-4 よくある事故と防止策④
3-3 インフルエンザ等の対策	13-5 よくある事故と防止策⑤
新型コロナウイルス感染症の予防対策	13-6 よくある事故と防止策⑥
3-4 熱中症の予防について	14 章・機械を修理する人のために …… 45
3-5 あなたのメンタルヘルス	14-1 機械を修理する人のために①
4 章・みんなで安全！ …………… 19	14-2 機械を修理する人のために②
4-1 新入社員の安全心得	14-3 機械を修理する人のために③
4-2 ベテラン社員の安全心得	14-4 機械を修理する人のために④
5 章・「5S」で安全な職場づくり …… 21	15 章・火災予防のために …… 49
5. 「5S」とは？	15-1 火災予防のために
・整理・整頓はすべての基本	15-2 火気作業における防火対策
6 章・通勤・始業時の安全 …… 23	16 章・危険予知訓練 (KYT) の実施 …… 51
6-1 出・退勤時に気をつけること	16-1 危険予知訓練 (KYT) の実施①
6-2 始業時の確認事項	16-2 危険予知訓練 (KYT) の実施②
6-3 終業時の確認事項	(管理者の方のために) 安全管理者の職務 …… 53
7 章・機械操作・安全の基本 …… 26	(管理者の方のために) 衛生管理者の職務 …… 54
7-1 機械操作・安全の基本	あなたの覚え書き …… 57
8 章・非常スイッチ・安全機構 …… 27	安全衛生教育の記録
8. 非常スイッチ・安全機構など	
9 章・入荷・出荷エリアの安全 …… 29	
9-1 入荷・出荷エリアの安全	
9-2 腰痛の防止について	

1. なぜ安全が重要か？

安全は全てに優先します

安全教育はすべての従業員に実施しています。決められているから聞くだけという消極的な態度で聞き、もしあなたが怪我をしたらどうなるでしょうか。

「自分だけは大丈夫」と他人事ではいけません。労働安全は会社と従業員がともに心がけていることです。

あなた自身のためであり、労働災害から身を守るのはあなた自身です。所属長の必要な指導に従い、安全規則その他の災害防止に関する注意を守り、職場の安全に努めましょう。



2-1 職場のルールを守る（1）

●まず安全に意識を！

職場に入ったらずまず最初に安全第一を優先すること。

●就業規則を確認しよう！

職場の安全は規律から始まります。就業規則を確認し、規律ある姿勢で働くこと。

●設備の使用ルールを守ろう！

食堂やトイレ、喫煙所、駐輪場などの設備の場所を確認・理解して正しく使用すること。

特に、喫煙は定められた場所でおこなうこと。

●安全は服装から！

- ・「機械巻き込まれ事故」防止に配慮すること。女性は頭髮の巻き込み防止を図ること。(帽子・バンド等の着用)
- ・転倒事故などの防止のため、靴は動きやすく滑りにくいものを正しく履き、サンダルやスリッパは使用しないこと。

●移動のルールを守ろう！

- ・工場内の移動は通路区画を歩行し、機械や物の間を移動しないこと。
- ・立ち入り禁止区域には、関係者以外絶対に入らないこと。
- ・事故防止のため、走って移動しないこと。

2-2 職場のルールを守る（2）

●ちいさなルールも大切に！

小さなルール違反や危ない行為でも見逃さず、お互いに注意しあって災害を元から断つことが大事です。

絶対におこなってはいけない行動

- ① 正しい作業手順を守らない機械操作
- ② 動いている機械やマテハン機器（コンペアー・バッグ）への不用意な接近
- ③ 運転中・通電中・加圧中の修理や異物の除去作業
- ④ 合図・確認なしの機械の始動とモノの移動
- ⑤ 機械の目的外使用、欠陥のあるままの使用
- ⑥ 安全装置の取り外しや機能停止
- ⑦ 飛び降り、飛び乗り
- ⑧ 保護具の不使用
- ⑨ 服装に関する規定に違反した服装での作業
- ⑩ 工場内は走らない

・より良い職場づくりのために

●セクハラ・パワハラの禁止 など

●ダイバーシティ(多様性)への理解 など

2-3 安全のための正しい服装の例



帽子や三角きん、キャップ等を着用すること。

髪が長い場合は、たばねること。



靴は作業に応じて、指定のものを着用すること。

土足エリアと土足禁止エリアを区分し、必要に応じて靴をはき分けること。

作業により、保護メガネを着用すること。
→参照：P34

シャツのすそは出さないこと。

ボタン類はすべてとめて、外さないこと。

巻き込まれない服装を心がけること。

軍手は作業内容に応じて着用すること。機械に触れる作業などでは、軍手の着用が禁止されている場合があるので注意すること。→参照：P7、P44 ⑦

作業に必要なない私物は、工場に持ち込まないこと。(例：携帯電話)

2-4 職場の服装ルール

※自分の工場の服装ルールを確認しましょう。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

2-5 保護具



- ・ヘルメット、安全帯を着用すること(高所作業等)
- ・安全靴を着用すること(機械作業全般)
- ・ゴーグル、マスク、保護手袋を着用すること(粉塵作業)(薬剤取り扱い時)

保護具の使用

- ・保護具は安全な物を正しく着用すること。
- ・保護具は丁寧に取り扱いすること。
- ・巻き込まれる恐れのある工具や機械に触れる時には、**手袋を使用しないこと。**
- ・グラインダーを使用する時には必ずゴーグル・マスクを着用すること。
- ・高さ2メートル以上の高所作業では、必ずヘルメットと安全帯を使用すること。→参照：P8

※薬剤取り扱い時の服装に関しては、P34を参照のこと。

2-6 高所作業の注意点

高所作業とは、高さが2m以上のところで作業する全ての場合を言います。墜落・転落災害は、ほとんどが死亡や重傷という大きな災害です。それも5m、10mという高所作業での災害ばかりでなく、**2m未満の作業での事故も重傷、死亡となる可能性があります。**

高所作業の注意点

- ① 使用許可されていない足場は使用しないこと。
- ② 足場、安全帯は、作業の前に点検を必ずおこなうこと。
- ③ 高所作業では必ずヘルメット・安全帯を使用すること。
- ④ 昇降設備以外からの昇降は厳禁とすること。
- ⑤ 昇降設備として梯子が使用されている時は、物を持っての昇降を厳禁とすること。
- ⑥ 燃料、工具等を上げ下げする時は、必ずつりロープ、つり袋等を使用すること。
- ⑦ 物品の投げ降り又は投げ渡しは厳禁とすること。
- ⑧ 足場には積載荷重が定められているので、制限荷重を超えて多くの人が乗ったり、物を乗せたりしないこと。
- ⑨ 脚立の上での作業は厳禁とすること。



3-1 まず健康管理・衛生管理

●健康・清潔で明るい職場づくり

従業員は所属長その他衛生管理担当者の指導に従い、衛生に関する規制・注意を守り職場の衛生向上に努めましょう。

●家庭円満

家庭の心配を職場に持ち込むと思わぬ怪我をします。常に家庭内のコミュニケーションを心がけましょう。

●明るい職場

- ・気分不安定は怪我の元です。お互い良い人間関係を心がけましょう。
- ・ともに働く人同士がお互いの健康チェックしましょう。
- ・顔色や声、雰囲気などで気になった場合は所属長に伝えましょう。



●こんなことがあったら…

- ・就労中に体調不良を覚えた場合には、速やかに所属長に連絡して休憩・退社・病院等の措置をとりましょう。
- ・持病を有する者は突然の発症にも正しく対応できるよう、事前に所属長に報告しておきましょう。

3-2 健康づくり10か条

以下の項目を参考に、日頃から食事・睡眠に留意し、体調管理に努めましょう。

- ① 良い睡眠をとること
- ② 良い家族を作ること
なごやかにくつろげる家庭の雰囲気大切にしましょう。
- ③ 良いお酒を飲むこと
楽しいお酒をほどほどに飲みましょう。
- ④ ゆったりとした気分で風呂に入ること
- ⑤ 話し相手を持つこと
- ⑥ 食事に気を配ること
食事は楽しく、バランス良くとりましょう。
- ⑦ 上手な気分転換を図ること
心から楽しめる自分の時間を持ち、気分転換できる能力を身につけましょう。
- ⑧ 趣味を持つこと
- ⑨ 運動する習慣を身につけること
体を動かし、汗を流す時間を取る習慣を身につけましょう。
- ⑩ 好奇心を失わないこと
何でもやってみよう・何でも見てやろうという精神を大切にしましょう。

3-3 インフルエンザ等の対策

従業員は所属長その他衛生管理担当者の指導に従い、衛生に関する規制・注意を守り職場の衛生向上に努めましょう。

◆手洗い・うがい—基本中の基本

手洗い・うがいは基本中の基本です。

専用の石けんやうがい薬を使用し、こまめに実行しましょう。

爪も清潔にしましょう。

※感染症等については職場の規定をあわせて参照下さい。



インフルエンザ等

①「咳(せき)エチケット」を皆で守ること。

- ・咳(せき)の症状のある人は、マスクを必ず着用しましょう。
- ・咳(せき)・くしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、できる限り1~2m以上離れましょう。
- ・咳(せき)やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきですが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意しましょう。

②自分で判断せず、必ず医師の診察・処方を受けること。

- ・「これぐらいなら」と判断せず、疑わしい場合は必ず医師の診察・処方を受けて適切に対応しましょう。同居する家族等が感染した場合も同じです。

そのほか衛生一般

- ・タオルの使いまわしはしないこと。(感染経路になるため)
- ・季節ごと・原因ごとに、感染症や食中毒等の対策を講じること。(夏と冬では、原因や症状が異なるため)
- ・素手で汚染物を触らないこと。
- ・別の作業区域へ移動する際は
手を消毒すること
しょうどく



新型コロナウイルス感染症の予防対策

● 健康管理

- ① 出勤前に体温を測り、記録を付けましょう。
- ② 発熱や咳などの症状がある場合は、出勤せず、所属長に報告し、指示に従いましょう。
- ③ 家族や同居者が感染者等になった場合も、所属長に報告しましょう。
- ④ 勤務時間内も、プライベートでも3密(密閉、密集、密接)を避けるよう努めましょう。
- ⑤ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用に努めましょう。
- ⑥ 新型コロナウイルスワクチンの接種を受けましょう。

● 勤務、休憩・休息スペース等

- ① 常にマスク(フェイスガード等)を着用し、咳エチケットに留意しましょう。
- ② 始業時、休憩後など定期的に手洗い、消毒を行いましょう。
- ③ 作業中、休憩中やロッカールーム等では、飛沫感染の防止に努めましょう。食事中は、対面を避け、会話は控えましょう。
- ④ ユニフォーム等はこまめに洗濯しましょう。
- ⑤ 作業スペースや休憩室等の換気に努め、共有するテーブルや椅子等は、定期的に消毒しましょう。
- ⑥ 喫煙室を利用する場合は、人数制限を守り、間近で話さないようにしましょう。
- ⑦ トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流しましょう。また、共通のタオルは使ってはいけません。

● 設備・器具

- ① 制御パネル、レバーや共有する工具等は、定期的に消毒を行いましょう。
- ② ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、パソコンキーボード、タブレット、タッチパネル、水道蛇口、共有のテーブル・椅子、集配車のハンドル等の共有設備は、頻繁に洗浄・消毒しましょう。
- ③ ゴミはこまめに回収し、作業後には、消毒・手洗いを徹底しましょう。

● 感染が確認された場合

- ① 感染が確認された場合や濃厚接触者とされた場合は、保健所、医療機関の指示に従いましょう。
- ② 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意しましょう。

ノロウイルス(感染性胃腸炎・食中毒)対策 ～冬は特に注意を!

● ノロウイルスとは

- ・ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、特に冬季に流行します。
- ・ノロウイルスは手指や食品などを介して、経口で感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こします。
- ・ノロウイルスにはワクチンがなく、また治療は輸液などの対症療法に限られます。従って、職場での予防対策が重要です。
- ・職場でノロウイルスの感染が発生した場合、感染した人の排泄物や吐ぶつからの二次感染、ヒトからヒトへの直接感染、飛沫感染を予防する必要があります。

職場での感染を防ぐための予防対策

● 患者の排泄物や吐ぶつからは大量のウイルスが排出されるので、下記の対策を徹底すること。

(1) 手洗いの徹底

- ・手指に付着しているノロウイルスを減らす最も有効な方法です。
- ・流水と石けんで指先、指間、爪の間、親指周り、手のしわ、手首などしっかりと。
- ・なお、消毒用エタノールによる手指消毒は、石けんと流水を用いた手洗いの代用にはなりません。あくまでも一般的な感染症対策の手洗いの補助として用いること。

(2) 下痢やおう吐等の症状がある場合は、管理者に報告し、職場の規定に従うこと。

(3) 二次感染を防ぐために

- もし、感染が疑われる従業員が出たら…
最寄りの保健所の医師に相談する。

管 吐ぶつを適切に処理し、感染を広げないようにする(重要)

- ・ノロウイルスに感染すると、排泄物や吐ぶつとともに大量のウイルスが排泄されます。このため、吐ぶつ中は感染源となりうるので、その処理には十分注意すること。

(吐ぶつの処理方法)

- ① 床等に飛び散った患者の吐ぶつを処理するときには、使い捨てのガウン(エプロン)、マスクと手袋を着用します。
- ② ウイルスが飛び散らないように、吐ぶつをペーパータオル等で静かに拭き取ります。
- ③ 拭き取った後は、次亜塩素酸ナトリウム^{*}(塩素濃度約 200 ppm)で浸すように床を拭き取り、その後水拭きをします。
- ④ 拭き取りに使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄します。(この際、ビニール袋に廃棄物が十分に浸る量の次亜塩素酸ナトリウム^{*}(塩素濃度約 1,000ppm)を入れることが望ましい。)
- ⑤ 吐ぶつは乾燥しないうちに床等に残らないよう速やかに処理すること。処理した後は十分に換気を行うことが感染防止に重要。

(4) 吐ぶつを含んだリネン類の扱い…

- 管** ・客先と取り決めを行い、「吐ぶつを含んだリネン類は客先にて焼却処分」を双方で徹底するようにすること。
- ・汚染された床や手袋などには、感染力のあるウイルスが残っている可能性があります。このため、これら感染源となるものは必ず処理をすること。

○ 感染性胃腸炎・そのほかの感染症予防について

- ・上記対策は、厚生労働省のホームページより抜粋。
- ・その他の感染症等の予防対策については、厚生労働省のホームページや各都道府県の保健所、産業医からの情報を参照願います。

3-4 熱中症の予防について

熱中症予防のポイント

① 体調の自己管理

寝不足、二日酔いで作業は熱中症の危険が大きくなります。
また、下痢などの症状がある場合には、作業を控えましょう。

② 作業中、無理はしない

疲労度は個人差があります。体調不良を覚えた場合には、速やかに所属長に申し出ましょう。

③ こまめな水分補給・適度な塩分・糖分補給を忘れない (経口補水液やスポーツドリンク、塩タブレット等)

④ 環境の管理(空調、作業ローテーションの確認)



熱中症・応急処置の重要ポイント

「意識が無い」、「返事がおかしい」、「全身が痛い」

こんな症状があったら一救急車を呼び、医師の診察を！
(応急処置として首、わきの下、足の付け根を冷却＋水分補給)

① ためらわず救急車を呼び医師による診断を受けさせる (現場で休憩させているだけでは手遅れになることもある)

② 救急車が来るまでの間、当該者を放置せず応急手当をする

- ・涼しい所で安静にさせる。
- ・経口補水液やスポーツドリンク等で水分、塩分を補給させる。
- ・体に冷水をかけながら風を当てたり、氷でマッサージして体温を低下させる。

3-5 あなたのメンタルヘルス

あなたの体は疲れていませんか。

あなたの心は疲れていませんか。

普段から体と心の過労を予防することは、健康を維持するために重要なことです。仕事や職場環境・家庭で強い不安やストレス・悩みを感じている人が増えています。要因は、人間関係や仕事の量・質・昇進・昇給・配置転換・情報化・技術革新への対応など、さまざまです。心の健康づくりは、自分自身が、早くストレスに気づくことが大切です。

以下のような症状が現れたら注意しましょう。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 仕事上のミスが多くなる | <input type="checkbox"/> 人と付き合うことを避けるようになる |
| <input type="checkbox"/> 落ち着きがなくなる | <input type="checkbox"/> ぼんやりしていることが多くなる |
| <input type="checkbox"/> 自分を責める言動が増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・早退が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 能力の低下を感じる | <input type="checkbox"/> 飲酒量が増える |
| <input type="checkbox"/> 会話が少なくなった | <input type="checkbox"/> 納期が守れない |
| <input type="checkbox"/> 突発的な欠勤が多くなる | <input type="checkbox"/> 睡眠不足や不眠 |
| <input type="checkbox"/> 何をしてもおっくうで面倒だ | <input type="checkbox"/> 食欲がない など |
| <input type="checkbox"/> 不安・焦りを感じる | |

ストレスは、外部からのさまざまな刺激によって生じ、心や体に負担がかかることで、不眠・うつ・胃痛、さらには胃・十二指腸潰瘍など、心と体に不調を引き起こします。そうならないためには、ストレスに強くなるための予防策に取り組むことが必要です。
→参照：P10「健康づくり10か条」

4-1 新入社員の安全心得

新社員が知識不足や不慣れなどから、事故にあうケースが多く見られます。作業中の事故を避けるために、先輩や所属長からの教育を受けつつ、自分でも下記の点に留意して安全作業に努めましょう。

- ① **会社のルールや設備をまず覚える**
就業規則・事務所・ロッカー室・食堂・トイレなどの使い方を覚えましょう。
- ② **人に親しみ、会社になれる**
仕事は日々上達していくので無用の心配をしないようにしましょう。
- ③ **安全な作業方法を覚える**
先輩や所属長の教えに従い、部署ごとの安全な作業方法と、工場内のルールを覚えましょう。
- ④ **機械や道具に親しむ**
与えられた機械や工具の機能と、正しい取り扱い方法を早く覚えましょう。
- ⑤ **他人の機械や器具には絶対に手を出さない**
好奇心や無理から、取り返しのつかない事故を起こすことがあります。
- ⑥ **推測で物事をおこなわない**
わからない事は小さなことでも先輩や所属長に確認しましょう。
- ⑦ **すべての機械・工具類は使用前に必ず点検する**

4-2 ベテラン社員の安全心得

「私はベテランだから大丈夫！」

でも、全国の労働災害(全業界)の多くは勤続15年以上のベテラン社員によるものです。

- ・「ケガなんてしないさ」「大丈夫だろう」と安全を確認しないで、次の行動に移ったり、機械や工具の危ない使い方をする。
- ・「めんどうだから」と近道して危険な機械のわきを通ったり、決められた作業手順を省略する。
- ・「危ないと分かっているながら」他の工具を代用したり、飛び降りたり、走ったりする。

これらの行動はベテラン社員に多くみられる不安全行動です。ベテラン社員による労働災害は、こうした行動によって引き起こされる場合が多く見られます。定期的に安全講習を受け、基本中の基本、安全作業の重要ポイントを再確認しましょう。

5. 「5S」とは？

作業前の基本事項として**5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)**があります。実際に生産性改善、労働安全として非常に大切なことで、本当の意味を理解して実践し、全員参加でおこなうものです。

5Sとは、当たり前前を当たり前前



- ① **整理**とは、すぐに使うものと、いらないものをはっきり分けて、いらないものは思い切って捨てることです。
- ② **整頓**とは、整理して残されたものを、「使い易いように」、「誰にでもわかるように」して置くことです。
- ③ **清掃**とは、常に清掃してきれいにする 것과、清掃しながら機械・設備に異常がないことを日々点検することです。
- ④ **清潔**とは、整理・整頓・清掃の3Sを徹底して実行し、きれいな状態を維持し、「ごみは出さないように工夫する」「廃棄するものは分別する」ことです。
- ⑤ **しつけ**とは、決められたことをいつも正しく守る習慣づけすることです。身に付いた整理・整頓・清掃・清潔にするためには、挨拶や服装など基本のしつけが身につけていることが大切です。

整理・整頓はすべての基本

※自分の工場の整理・整頓ルールを確認しましょう。

□ 1

□ 2

□ 3

□ 4

□ 5

※整理・整頓ルールの例(参考)

- コンテナ・ワゴンは専用の物を使用し、決められた場所に収納すること。
- 指定洗濯物は、他の物と接触させないように専用箇所へ置くこと。
- 作業場には、許可された以外の私物は持ち込まないこと。
- 通路や機械周りに必要以外の物は置かないこと。
- 清掃用具は、常に清潔にして専用場所に保管すること。
- ごみ・廃棄物は区別して専用容器に入れること。
- 高いところに物を置かないこと。
- 必要な物は、必要な場所に、必要な分だけ置くこと。
- 物を置くときは、不安定状態にしないこと。
- 整理・整頓・清掃は全員参加でおこなうこと。

6-1 出・退勤時に気をつけること

徒歩通勤

- ① 通勤災害の発生を防ぐため、朝は時間のゆとりを持って出勤すること。
- ② 交差点では左折車・右折車に注意を払って横断すること。
- ③ 雨天、雪道、夜道、早朝は特に注意して歩くこと。
- ④ 駅や歩道橋の階段はゆっくりと昇り降りし、最後まで見て転落に注意すること。

自転車、バイクでの通勤

- ① 雨天、降雪時の自転車・バイク通勤は原則禁止。やむを得ない場合は傘でなく、雨合羽を着用すること。
- ② 交差点では、必ず一旦停止をして左右の安全を確認すること。
- ③ 夜間は危険なので早めの点灯を心がけること。
- ④ 常にスピードは控えめに走行すること。
- ⑤ 渋滞の脇を走る場合は、すり抜け車両に注意すること。
- ⑥ 自動車通勤については「10章 配送担当者の安全」を参照のこと。



6-2 始業時の確認事項

始業時

- ① 始業時に各機械の非常停止ボタンの作動テストを現場作業員により実施すること。
- ② 始業時および休憩後に各職場でミーティングを実施し、従業員の健康状態等を確認すること。
- ③ 始業前にチェックリストを確認すること。

(例)

- ・各機械についている非常停止ボタンを押す。必ず作業開始前に実施し非常停止機能が働くことを確認すること。
- ・機械の異常を確認し、異常があった場合は直ちに所属長または機械管理者に知らせ安全確認を実施すること。

※ **機械の異常とは、異音・異臭・振動・緩み・変形・亀裂・破損・蒸気漏れ、油漏れ 等々**

- ④ 始業前点検として、仕上げロールの安全バーの作動を確認すること。
- ⑤ 朝の始業時、昼食後の時間帯は特に労働災害の発生が多い時間なので相互に確認をおこなうこと。

6-3 終業時の確認事項

終業時

- ① チェックリストを使用して、各部署担当者による終了確認を実施すること。
- ② 常駐警備員とともに最終確認の工場巡回を実施すること。
- ③ タオルの乾燥貯めの残りおき禁止。
乾燥後のタオルは、蓄熱により火災の恐れがあるので、たたんでから帰宅すること。
- ④ 機械のブレーカー「オフ」を確認し、各機械の停止を確認すること。
- ⑤ 終業報告…生産量以外に、清掃状況、機械状況(異音、異臭、ガイドテープ、油布管理、乾燥機内に残っていないか、たたみ残しの有無状態)等を項目別に確認し報告すること。

●火災防止のための仕上場の終業時の確認事項

ロール機…機械のクールダウン、油布の管理をすること。

タオル場…たたみ残しが無いが、山積みにしてないか確認すること。
他の商品の生産よりもタオル生産を先行させること。
タオルだけが残業になると終業点検が甘くなる。

7-1 機械操作・安全の基本

●日常の安全の基本

- 電源・起動・停止・非常停止のスイッチを正しく理解し、操作すること。
- 安全上必要な囲いや覆い、カバーは修理以外では取り外さないこと。
- 機械の動きを理解し、日常の危険箇所を掌握すること。
- 特に巻き込まれ事故・はさまれ事故に注意を配ること。
- 機械に異常があった場合は、直ちに所属長または機械管理者に知らせ安全確認を実施すること。

●トラブル解決の安全手順(必ず守る)

- 非常時には、直ちに機械を停止させること。
- 修理・点検・清掃等は必ず電源を切っておこなうこと。
- 修理作業前に機械のブレーカー「オフ」を徹底し、ブレーカーボックスには施錠すること。
- 「修理中」「故障中」の札を機械(操作盤、電源ボックス)にかけること。
- 機械を稼働させながらの処置は、絶対にしないこと。
- 再起動は周囲の安全を確認後おこなうこと。
- 必ず二人で作業すること。→相互に安全を確認するため。
- 共同作業ではリーダーを決めて作業すること。
- 巻き込みが予測される個所では、手袋は着用しないこと。
- 降下が予測される個所では、保護用の角材を使用すること。
- ジャッキは、外れて事故が発生する可能性があるため、二重保護として角材をあわせて使用すること。



8. 非常スイッチ・安全機構など

●非常装置のポイント

- 安全装置を「はずすな」「とめるな」を徹底し、「効率が悪いから」とはずしたり、機能を失わせないこと。
- 絶えず、安全機構を点検すること。毎朝、作動確認を実施すること。
- 機械停止は全員が出来る必要があるので、職場全体で機械停止の手順を定期的に確認すること。
- 故障に気づいた時は、直ちに所属長または機械管理者に報告し修理をおこなうこと。



・非常停止バー(ロール機)



・インターロック(例：とびらを開けると機械が停止)



・インターロック(例：2つのスイッチを押さないと作動しない)



9-1 入荷・出荷エリアの安全

- ① 軍手を着用すること。
- ② 使用済みリネンの上には、乗ったり歩いたりしないこと。
- ③ 仕分け作業は、異物の混入に注意すること。
- ④ コンテナ・ワゴン等は指定の場所に置くよう徹底し、常に通路を確保すること。
- ⑤ コンテナ・ワゴン等の移動は周りの人に注意し安全確認をすること。
- ⑥ 客先において伝染病又はその疑いがある事象が発生した場合は、必要な対策を講じること。
- ⑦ ワゴンは複数と同時に運ばない。一度に1台ずつ運ぶこと。



● 良くない例：ワゴンは複数と同時に運ばない。

9-2 腰痛の防止について

良い例（腰に負担が少ない）



良くない例（腰に負担がかかる）



10-1 配送担当者の安全①

① 運転者は、安全運転確保のため、道路交通法を遵守し、交通事故防止のため、速度違反、過積載、過労運転、駐車違反等に留意し、万全の体調で運転すること。

② 運転者は、車両運行前に指差し呼称し点検を実地すること。

③ 安全運転のコツ

(出発するときは…)

- ・余裕を持って早めに出発
- ・車両の周囲の確認
- ・座ったらシートベルト
- ・順路を頭の中で組み立てる
- ・ルームミラーと目で周囲を確認



運転は正しい姿勢で！



10-2 配送担当者の安全②

(運転中は…) **ケータイ電話の使用禁止！**

- ・なれた道も安全確認
- ・スピードと車間距離に注意
- ・子供、高齢者に配慮運転
- ・ぼんやり、脇見、よそ見禁止
- ・無理な追い越し禁止
- ・カーブ手前で減速
- ・居眠り運転禁止
- ・『かもしれない』運転を心がける
- ・各種計器類(水温計、エアタンク圧力計など)にも留意

(交差点では…)

- ・交差点への無理な進入禁止
- ・前車に追従せず自分で信号確認
- ・対向車の陰には二輪車がいるかも
- ・左折時は後続二輪車に注意
- ・右左折する時のスピードは「歩く程度」
- ・信号機がない交差点では必ず徐行か一時停止
- ・自分優先の気持ちは捨てる



見通しの悪い交差点は要注意

(夜の運転は…)

- ・帰り道も油断せず安全運転
- ・昼間より慎重運転
- ・夕暮れ時は早めに点灯
- ・まぶしい所にいる歩行者に注意
- ・飲酒運転はしない、させない

※ドライブレコーダー、ドライブレクター等の装置が設置されている場合、規定に従って使用し、安全運転に役立てること。

11-1 洗濯・乾燥エリアの安全①

連続洗濯機・自動洗濯脱水機やタンブラー乾燥機には、投入や排出において危険な箇所が多く、ひとたび事故が起きると重大な事故につながる恐れがあります。十分注意して作業をおこないましょう。

- ① 始業前に非常停止ボタン等の作動確認をすること。
- ② 操作ボタンは正しく理解し、周囲の安全を確認して操作をすること。
- ③ 修理・点検作業の前には機械のブレーカーを「オフ」にして制御盤を施錠し、「修理中」の札をかけること。
- ④ 各機械のトラブルは完全停止を確認して作業をすること。
- ⑤ 異常、非常、故障時には非常停止ボタンを押し、機械を停止させること。
- ⑥ 洗剤、薬品等のSDSを確認し、取り扱いには正しく使用し保管すること。
- ⑦ 乾燥室は無人の場合が多いので、無人のエリアに行く場合には、必ず事務所と無線で接続した警報ブザーを持参すること。

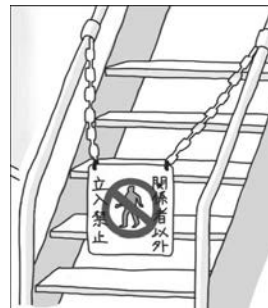


11-2 洗濯・乾燥エリアの安全②

- ⑧ 洗剤、薬剤等の取扱いは保護具を使用すること。
- ⑨ 洗剤タンク周りは滑りやすいので常に清掃し、水は拭取ること。
- ⑩ 有毒ガスが発生するため、酸素系と塩素系薬剤は同時に使用しないこと。
- ⑪ 完全乾燥のタオルは蓄熱により火災の恐れがあるので、必ず乾燥機内に品物が残っていないことを確認すること。
- ⑫ 自動搬送装置（シャトル等）の危険箇所へは立ち入らないこと。

※洗剤、助剤、その他薬剤の取り扱いに関して

→ 参照：P33「11-3 洗剤等の取り扱いについて」



11-3 洗剤等の取り扱いについて

- ① 洗剤・薬剤の取扱いは正しく使用し指定場所に保管すること。
保管場所には管理責任者の名前を掲示しておくこと。
- ② 仕様書や安全データシート(SDS)を理解し取り扱うこと。
- ③ 補充・移動の際には、きめられた保護具を着用すること。
- ④ **有毒ガスが発生するため、酸素系と塩素系薬剤は同時に使用しないこと。**
- ⑤ 染み抜き等は十分な換気と必要に応じて保護具を使用すること。
- ⑥ 危険有害性のある製品は指定場所に保管し、使用については取扱責任者の指示を受け適切に取り扱うこと。
- ⑦ 危険有害性製品の保管は指定された場所で施錠すること。
- ⑧ 保管設備や使用箇所で、飛散、漏れ、流失等があった場合は、適切な処理をおこなうこと。
- ⑨ 皮膚に付着した場合は、直ちに大量の水で洗い流すこと。
- ⑩ 誤飲した場合は、直ちに口をすすぎ、胃洗浄をおこなうこと。
- ⑪ 目に入った場合は、直ちに水で充分注意深く洗うこと。
応急処置をおこなった後、症状により医師の診断を受けること。

管 ※⑨～⑪の事象では、必ず医師の診断を受けること。

11-4 保護具の着用

- 保護具は正しく着用すること
(薬剤取り扱い時の保護具の例)



必要に応じて着用を

- ・ゴーグル
- ・手袋
- ・前掛け
- ・マスク 等々



12-1 仕上げエリアの安全①

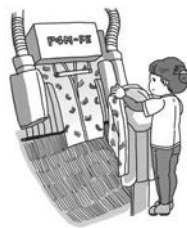
ロール機・フォルダー等には、投入口や排出口に危険な箇所が多く、ひとたび事故が起きると重大な事故につながる恐れがあります。生産工程中及び工程内検査中に異常が発生した時や、機械設備の稼働中に不具合が発生した場合は直ちに稼働を停止させましょう。

- ① 始業前に非常停止ボタン等の作動確認をすること。
- ② 操作ボタンは正しく理解し、周囲の安全を確認して操作をすること。
- ③ 各機械のトラブルは完全停止を確認して作業をすること。
- ④ 異常・非常・故障時には非常停止ボタンを押し、機械を停止させること。
- ⑤ ロール機等への巻き込み防止のため、会社指定の服装を正しく着用し、長い髪はまとめてたばね、靴は動き易く滑りにくい物を正しく履くこと。



12-2 仕上げエリアの安全②

- ⑥ ロール機は始業前に安全バーの作動確認をし、機械運転中は回転、駆動部分には触れないこと。
- ⑦ 漏電等による火災が発生する恐れがありますので、機械周りはリント清掃を徹底しておこなうこと。
- ⑧ ワックス布は広げて二つ折りで保管し、蓄熱防止を図ること。
- ⑨ 完全乾燥のタオルは蓄熱により火災の恐れがあるので、必ず全てたたむ。
→ 参照：P47「火災防止」
- ⑩ プレス作業時、高温箇所(コテ面)から顔は遠ざけること。



よく理解してから操作を！



コンベアーには乗らないこと。

13-1 よくある事故と防止策①

① 作業準備の徹底：機械を止めて、作業は二人以上で！

脱水機や連続洗濯機の投入リフト等に挟まったリネンを取り除く際は、必ず機械を止めて二人以上で作業をすること。リネンがなくなるとセンサーが解除され機械が動く危険がある。

→ 参照：P24「7-1 機械操作・安全の基本」

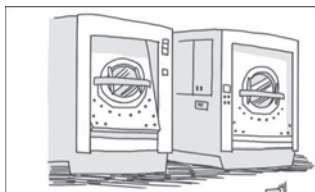


ポイント

- ブレーカー「オフ」
- 電源ボックスの施錠
- 修理中の看板を出す
- 作業は二人以上で

② 洗濯脱水機・乾燥機

- ・リネンを入れたあとは、とびらのそばに近づかないこと。とびらが閉まる際にはさまれる危険がある。
- ・リネンを取り出す際、回転中は絶対に手を入れないこと。巻き込まれる危険がある。

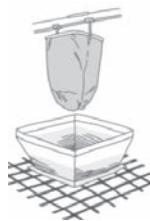


13-2 よくある事故と防止策②

③ 立入禁止エリア

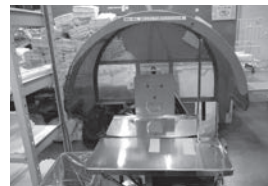
脱水機・バッグシステムの落とし口等、「立入禁止」エリアには絶対に入らないこと。また、手足を入れないこと。

はさまれたり、上から物が落ちてくる危険がある。



④ 結束機

- ・結束機の紐を交換または修理する際は、必ず電源を切り、安全装置レバーを「Lock」に倒すこと。電源が入っていると、誤ってアームが回る場合がある。
- ・交換後または修理後、電源を入れる場合、防護柵内に手や顔を入れないこと。電源を入れた際に、アームが回る時がある。



13-3 よくある事故と防止策③

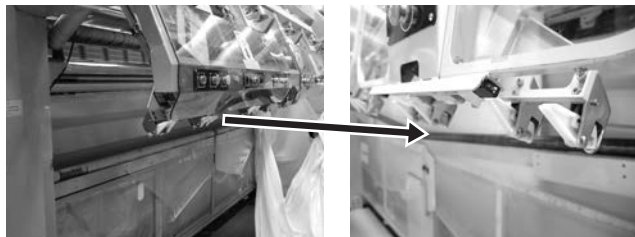
⑤ ロール機下部など

高温になる部分があり、誤ってこれらの部分に触れて、やけどをする恐れがあります。高温注意の箇所については素手では絶対に触れないこと。軍手を使用すること。



⑥ 投入機など

上昇・下降を繰り返す機構に頭部などをぶつけてけがをする恐れがあります。これらの機構の下には稼働中は入らないこと。

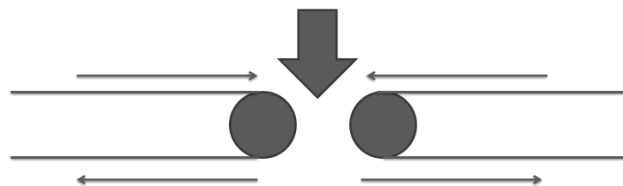


13-4 よくある事故と防止策④

⑦ フォルダーやロール機

布類を巻き込んで処理する箇所があります。この部分で手・腕等を巻き込まれて重大な事故が発生しています。詰まりを取り除いたり、メンテナンスの必要がある場合は必ず機械を停止し、素手でおこなうこと。

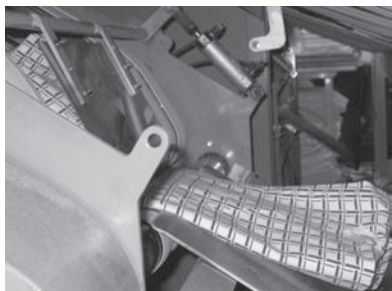
巻き込まれやすい箇所



(例) シーツフォルダーのクロスナイフ・ロールの周辺は巻き込みの機構に加え、ナイフが上下し非常に危険です。詰まり除去・調整等は必ず機械を停止しておこなうこと。

13-5 よくある事故と防止策⑤

- ⑧ 布類を折る際に使用する、ナイフ機構は手をはさみ、けがをしやすい箇所です。詰まり除去・調整は必ず機械を停止してからおこなうこと(写真はゆかたフォルダーの例)。



- ⑨ 投入機によっては、ロール機と接続しているコンベアを上下させることができる機種があります。動かす際には、必ず安全確認をおこなうこと。

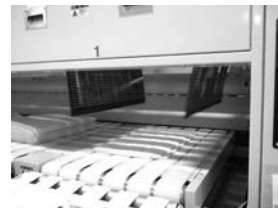


13-6 よくある事故と防止策⑥

- ⑩ チェーンは最も危険な箇所です。チェーンに巻き込まれたら、間違いなく重大な事故につながります。保守の担当者以外は絶対に触れないこと。また、必ず機械を停止してから作業すること。



- ⑪ ゆかた投入機は機種によって危険箇所が多少異なります。それぞれの機械の特性をよく理解すること。
- ⑫ フォルダーなどでは、積み重ねる部分をのぞき込んで、落とし板で顔などをけがする場合があります。頭を入れたり、のぞきこまないこと。



14-1 機械を修理する人のために①

重大事故の大半はメンテナンス中に起きています。
しかし、機械に修理はつきものです。

日常の修理では「見よう見まね」が最も危険です。

基礎知識、安全確保、修理マニュアルなどにより確立された修理技術や作業手順が必要です。

(安全作業のポイント)…必ず電源オフ！

① 作業環境を整える

- ・連続洗濯機内部は高温多湿になっているので、酸欠・やけど・熱中症の危険がある。換気に十分注意すること。
- ・次亜塩素酸ソーダや過酸化水素を使っている場合などは、猛毒の塩素ガスが発生している可能性もある。十分な換気を確認すること。
- ・また、退出時の確認不十分による事故も起きる可能性がある。
- ・作業終了時、再起動時は必ず点呼確認を実行すること。
- ・貯・排水槽の清掃時にも同様の予防策を講じること。

② 電源元スイッチを切る

修理する機械の電源ブレーカーを必ず切ること。また、再起動の際には、事前確認(点呼)を徹底すること。

14-2 機械を修理する人のために②

③ 電源ボックスを施錠する

- ④ 「修理中」「点検中」の札を掛ける…コミュニケーション
・誤っての再起動を防止するため、上記の札を掲示すること。

⑤ 単独で修理しない

→ ペア(相方)を決めて万一に備えること。

⑥ 降下の危険性のある修理

電氣的、機械的に安全が確保されていても、必ず角材などで、物理的な安全策を講じること。

※ジャッキは不可…すべって外れる、脱水機のメンブレン交換の際は特に注意すること。

⑦ 回転中の機械の調整は原則禁止

軍手の着用は厳禁。

チェーンや磨耗したVベルトは軍手の綿糸と非常に絡みつきやすく巻き込まれる危険性が大きい。…必ず素手で作業をすること。

⑧ 使用した道具は必ずしまう

脚立など

14-3 機械を修理する人のために③

●基本＝用途にあった工具で、適切な作業を！

一般工具の使用上の注意

① ハンマー・金槌 …

- ・くさびのない、頭の抜けそうなものは使用しないこと。
- ・手袋をしたままハンマーを使用しないこと。
- ・ハンマーの代わりにレンチ等を使用しないこと。

② レンチ …

- ・ナットボルトに合ったものを使用すること。合わないレンチは力を入れると必ず外れて怪我の元になります。
- ・必ず手前に引くように使用すること。

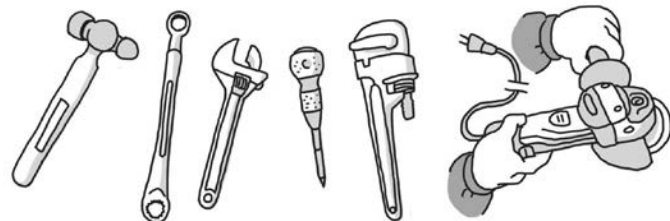
③ ヤスリ …

- ・テコの代わりなどに使用しないこと。
- ・ヤスリの目はワイヤーブラシで清掃すること。
- ・砥石の側面は絶対に使用しないこと。

④ ドライバー …

- ・ネジの溝に合ったものを使用すること。
- ・ドライバーをポンチやテコがわりに使わないこと。

14-4 機械を修理する人のために④



⑤ サンダー …

- ・サンダーを使用する際は必ず保護具を着用すること。
- ・サンダーは回転が完全に停止してから置くこと。
- ・軍手等巻き込まれる恐れのある手袋は使用しないこと。

⑥ ドリル卓上ボール盤 …

- ・必ず保護具を着用のこと。
- ・手袋は使わないこと。
- ・周辺に不必要なウエスなどは置かないこと。

15-1 火災予防のために

● 火災防止のための仕上場の終業時の確認事項

→ 参照:P23

ロール機…機械のクールダウン、油布の管理をすること。

タオル場…たたみ残しが無いか、山積みにしてないか確認すること。

他の商品の生産よりもタオル生産を先行させること。

タオルだけが残業になると終業点検が甘くなる。

入荷場…異臭、発煙はないか確認すること。特に不飽和脂肪酸を含む商品は屋外に出しておくこと。

● 火災防止のために、普段から心がけること

- ① ロール機の下部などをよく掃除し、リントをためないこと。
- ② 電線等に異常があったら、ただちに所属長に報告すること。
- ③ タバコは所定の場所で吸うこと。
- ④ 消火器・消火栓の前に物を置かないこと。
- ⑤ チェーンから異音がかかる場合には所属長に報告すること。
- ⑥ 電源・コンセント周辺のわたぼこりの除去の徹底
(トラッキング現象の防止)



15-2 火気作業における防火対策



リネンサプライ工場では、リントと呼ばれる綿ぼこりが多くあります。リントは火花等で簡単に引火し、火災の重大な原因となります。基本的には、避けるべきです。やむを得ぬ火気作業には以下の細心の注意が必要です。

● 火気作業(サンダー、溶接作業)における防火対策

□ 必ず「工場の最高責任者が立ち会うこと」などの監視ルールを作成し、同時に下記を徹底すること。

- 火花飛散防止の養生をする。
- 作業区域の可燃物を除去する。除去できない場合は不燃シートで養生する。
- 屋外で近くに枯草等の可燃物がある場合は予防散水を実施する。
- 周囲で火気厳禁危険物を使用していないことを確認する。
- 作業区域には必ず消火器を使用可能な状態で設置する。
- 火気作業保護具の着用。前掛け、革手袋、腕カバー、足カバーを着用。
- 火気使用開始、終了を当直に連絡する。
- 作業区域退出の際及び作業終了30分後に消火確認をする。
- 強風により火気養生が機能しない場合、作業を中断する。
- 危険物貯蔵施設や重要設備に対して十分な離隔距離を確保できる作業場所を選定する。離隔距離が十分に確保できない場合には、上記の防火対策を徹底する等の措置を講じる。

管 16-1 危険予知訓練(KYT)の実施①

● KYT(危険予知訓練(トレーニング))基礎4ラウンドのねらい

KYTは、少人数のチームでイラストシートや現場・現物で、職場や業務に潜む危険を発見・把握・解決していく手法です。繰り返し訓練する事により、一人ひとりの危険感受性を鋭くし集中力を高め、問題解決を向上させ、実践への意欲を高めることを目的とします。

● 危険予知自問自答カード

1	はさまれないか
2	切れ、こすれないか
3	巻き込まれないか
4	落ちないか、転ばないか
5	やけどしないか
6	腰を痛めないか
7	感電しないか
8	その他ないか



●イラストシートの例
(どんな危険があるか?)

・KYTは毎週1回10分以内を目安に実施します。

管 16-2 危険予知訓練(KYT)の実施②

● KYT基礎4ラウンド法の進め方(10分以内で実施)

導入			リーダー⇒整理・番号、挨拶、健康確認
1 ラウンド	現状把握	どんな危険がひそんでいるか	リーダー⇒KYシートのイラストの状況読み上げ “危険要因”と“現象(事故の形)”を班全体で「～なので、～して、～になる」の形式で意見を出し合う(3～4項目程度)
2 ラウンド	本質追究	これが危険のポイントだ	(1)上記項目で危険と思われる項目→○印 (2)→さらにしぼり込み(1～2項目) →最重要危険項目に◎印・アンダーラインを引く
3 ラウンド	対策樹立	あなたならどうする	危険のポイント →◎項目から「具体的に実行可能な対策」を考える(3～4項目程度)
4 ラウンド	目標設定	私達はこうする	(1)上記対策の項目の中から、最重要実施項をしぼり込む。 (2)対策を実施するための【チーム行動目標】を設定する。 (3)チーム行動目標の指差し唱和 リーダー「チーム行動目標！ ～する時は、～を ～して ～しよう ヨシ！」 →全員「～する時は、～を ～して ～しよう ヨシ！」 (4)タッチ・アンド・コール 「ゼロ災でいこう ヨシ！」

管 管理者の方のために 安全管理者の職務

● 安全管理者とは

労働安全衛生法第11条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに、安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する者を選任することが必要で、その選任した者を「安全管理者」といいます。

安全管理者の職務

安全管理者の職務内容には下記のものがあります。

労働安全衛生手帳の、対応する各項目も参照して、職務に役立ててください。

No.	職務内容	対応する項目
1	建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置	・作業場（洗場、仕上場等）を巡回し、設備、作業方法、衛生状態の有無を確認して改善防止策を講ずる。 ・日常の危険箇所を把握し改善に努める。
2	安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検	・機器（ロール機、コンベヤー等）の非常停止ボタン及び安全バーの動作確認 ・安全に必要なカバーのチェック
3	作業の安全についての訓練	・新入社員及び作業担当者に電源、起動、停止、非常ボタン作動テスト等を現場で実施し訓練する。
4	発生した災害原因の調査及び対策の検討	・労働災害報告書（いつ、どこで、どのような作業で、どのような物で、どうして）を作成し原因調査及び対策を講ずる。
5	消防及び避難の訓練	・消防及び避難訓練の実施（年2回以上）
6	作業主任者その他安全に関する補助者の監督	・作業主任者を選任しなければならない事業所では、作業に従事する労働者の指揮及び機械、安全装置の点検、器具、工具等の使用状況の監視者を選任し安全衛生教育を実施して監督を行う。
7	安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録	・リスクアセスメント表の作成 ・安全教育実施計画の作成 ・職務明細書の作成 ・労働衛生統計の作成

管 管理者の方のために 衛生管理者の職務

● 衛生管理者とは

労働安全衛生法において定められている、労働条件、労働環境の衛生的改善と疾病の予防処置等を担当し、事業場の衛生全般の管理をする者です。一定規模以上の事業場については、衛生管理者免許、医師、労働衛生コンサルタント等の免許、資格を有する者からの選任が義務付けられています。

衛生管理者の職務

衛生管理者の代表的な職務内容には、およそ下記のものがあります。

労働安全衛生手帳の、対応する各項目も参照して、職務に役立ててください。

No.	職務内容	対応する項目
1	労働災害の防止、危害防止基準の確立	・週1回作業場（洗場、仕上場）を巡回し、施設、設備、採光など環境衛生、勤務実態等を点検し問題があるときは所要の措置を講ずる。
2	責任体制の明確化	・社内組織図を作成し、職長、その他指導監督する者に対し安全衛生教育を实地。
3	自主的活動の促進	・労働衛生の面から、作業環境の調査、作業条件や施設の改善を行う。
4	労働者の安全と健康の確保	・健康診断の実施、結果を踏まえ健康指導を行い問題が発生した場合産業医との意見交換を行う。
5	快適な職場環境の形成	・5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を理解し実践する。

詳しくは…

「安全管理者」「衛生管理者」の詳細に関しては、労働安全衛生法および規則にある、それぞれの関連法令を参照願います。

